[redacted]

年度協定書

令和８年度

芦屋市総合公園

指定管理者年度協定書

芦　屋　市

資料１３－３

年度協定書

令和８年度芦屋市総合公園の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体（以下「乙」という。）とは、令和６年４月１日付けで締結した芦屋市総合公園（以下「総合公園」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条　前条に定める期間の総合公園の指定管理料は、金１６，３９３，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第３条　指定管理料は、四半期毎に、指定管理料の４分の１相当額である金４，０９８，２５０円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後３０日以内に支払うものとする。

（施設の維持補修等）

第４条　施設の維持補修のうち、１件５０万円以下の案件については、補修発生時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。５０万円を超える維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

（疑義の決定）

第５条　この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

年度協定書

令和　8年　4月　1日

甲　芦屋市精道町７番６号
芦屋市
芦屋市長　　髙　島　崚　輔

乙　ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体

代表団体
大阪市中央区北浜４丁目１番２３号
美津濃株式会社
代表取締役社長　　水　野　　明　人

構成団体
大阪市中央区北浜４丁目１番２３号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役　　薬　師　寺　　洋　章

芦屋市山芦屋町２８番４号
特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会
会　長　　西　田　　俊　一

東京都台東区東上野４丁目８番１号
株式会社理研グリーン
代表取締役社長　　篠　原　　卓　朗